HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	不正競争防止法三条一項に基づく差止めを求める訴え及び差止請求権の不存在確認を求める訴えと民訴法五条九号 ： 最高裁判所平成一五年(許)第四四号、移送申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件、平成一六年四月八日第一小法廷決定(民集五八巻四号八二五頁、判例時報一八六〇号六二頁、判例タイムズ一一五一号二九七頁
著者	酒井，博行
引用	北海学園大学法学研究，40(4)：835-849
発行日	2005-03-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

資料

不正競争防止法三条一項に基づく差止めを求める訴え及び差止請求権の不存在確認を求める訴えと民訴法五条九号

最高裁判所平成一五年（許）第四四号、移送申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件、平成一六年四月八日第一小法廷決定（民集五八巻四号八二五頁、判例時報一八六〇号六二頁、判例タイムズ一一五一号二九七頁）

酒井博行

【事実の概要】

岐阜市に住所地があるX株式会社（原告・抗告人）は、工作機械と工具を接続するための製品（以下、「本件製品」という）を販売、輸出していたところ、大阪市に住所地があるY株式会社（被告・相手方）から、その行為が不正競争防止法二条一項一号の定める「不正競争」にあたると主張されていた。それに対してXは、本件製品を販売、輸出する行為が同

法にいう不正競争に当たらないことを理由として、YがXに対し本件製品の販売または輸出について同法三条一項に基づく差止請求権を有しないことの確認を求める訴え(以下、「本件本案訴訟」という)を名古屋地方裁判所に提起した。

Xは本件本案訴訟における名古屋地裁の管轄原因について、Xが本件製品を輸出している地である名古屋港が民事訴訟法五条九号にいう不法行為地にあたり、この地を管轄する名古屋地裁が同号により本件本案訴訟につき管轄権を有する旨を主張した。

これに対してYは、本件本案訴訟には上記規定の適用はないから、同地裁は管轄権を有しない旨、仮に同地裁が管轄権を有するとしても、訴訟の著しい遅滞を避け、または当事者の衡平を図るために移送する必要がある旨を主張して、本件本案訴訟につき、民訴法一六条一項または一七条により、Yの住所地を管轄する大阪地方裁判所への移送を求める申立てをなした。

Yの移送申立に対して、原々審決定はこれを却下したので、Yが抗告したところ、原審決定(名古屋高等裁判所平成一五年九月八日決定、民集五八巻四号八三三頁参照)は、「民事訴訟法五条九号にいう『不法行為に関する訴え』とは、不法行為に基づく権利義務を訴訟物とする訴えをいい、民法七〇九条ないし七二四条に定める不法行為に関するものに限られず、民法その他の法律の定める違法行為に基づく損害賠償の請求に関する訴えも含むものである。しかし、現行法上、不法行為の効果として現状回復請求権または差止請求権が発生することが一般に承認されていると解することは困難であり、したがって、本件のような差止請求権についても、個別的な法律の規定に基づいて物権的請求権に準じるものとして認められているにとどまると解するのが相当である」と述べた上で、本件本案訴訟が民訴法五条九号にいう「不法行為に関する訴え」に当たるということはできず、名古屋地裁は本件本案訴訟について管轄権を有しないとして、原々決定を取り消し、民訴法一六条一項を適用して本件本案訴訟を大阪地裁に移送する旨を判示した。

この原審決定に対して、Xが許可抗告の申立てをなしたところ、それが許可されたため、許可抗告事件として最高裁判所に係属したのが本件である。

【決定要旨】破棄差戻

「民訴法五条九号は、『不法行為に関する訴え』につき、当

事者の立証の便宜等を考慮して、『不法行為があった地』を管轄する裁判所に訴えを提起することを認めている。同号の規定の趣旨等にかんがみると、この『不法行為に関する訴え』の意義については、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴えをも含むものと解するのが相当である。

そして、不正競争防止法は、他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用するなどして他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為等の種々の類型の行為を『不正競争』として定義し（同法二条一項）、この『不正競争』によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができることを定めている（同法三条一項）。

民訴法五条九号の規定の上記意義に照らすと、不正競争防止法三条一項の規定に基づく不正競争による侵害の停止等の差止めを求める訴え及び差止請求権の不存在確認を求める訴えは、いずれも民訴法五条九号所定の訴えに該当するものというべきである。」

本決定は、このように述べ、本件本案訴訟が同号所定の訴えに該当するとした上で、原審決定を破棄し、民訴法一七条による移送の可否等についてさらに審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した。

【評釈】

一　はじめに

民事訴訟法五条九号は、「不法行為に関する訴え」につき、「不法行為があった地」を管轄する裁判所に提起できる旨を定めている。この規定の趣旨としては、一般に、①不法行為地にはその不法行為に関する証拠方法があるため、この地を管轄する裁判所への訴え提起を認めることにより、証拠の収集、証拠調べを迅速に行うことができ、審理の便宜に資する、②不法行為地には被害者の住所が存在することが多いため、この地を管轄する裁判所への訴え提起を認めることにより、被害者による即時の提訴が可能になり、また、訴訟費用の節約にもなり、被害者の救済に資する、という二点が挙げられる。[1]

なお、この規定は、不法行為に基づく義務者と主張される者

から提起される債務不存在確認の訴えについても適用される。[2] この規定に関しては、民法上の不法行為を直接の根拠としない差止請求の訴えが「不法行為に関する訴え」に含まれるか否かという点が解釈上問題となるが、この点に関しては、古くから下級審裁判例および学説において争われてきたところである。本決定はこの問題に関して、最高裁として初めて判断を示し、差止請求に関する訴えが民訴法五条九号にいう「不法行為に関する訴え」に該当する旨を判示したという点で意義を有すると考えられる。[3]

本稿では以下、差止請求の訴えへの民訴法五条九号の適用に関する従来の判例、学説の動向を概観した上で（→二）、この問題に関する本決定の要旨を検討する（→三）。

二　従来の判例、学説の動向

本決定で争点となった、差止請求の訴えへの民訴法五条九号の適用の可否に関する問題は、古くから、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権、物権などの侵害に対する差止請求・妨害排除請求の訴えに同号（旧民訴法では一五条一項）の適用があるか否かという形で論じられており、適用を認めない消極説と認める積極説との間で争いがあった。

この問題に関する判例の動向を概観すると、まず、民訴法五条九号、旧民訴法一五条一項と同旨の規定であった旧々民訴法二〇条[4]に関する大審院判例として、大判明治三七年五月二五日（民録一〇輯七二六頁）がある。この判例は、競売が違法であったことを理由として競売の目的たる物件の引渡しを求める訴えに関するものである。大審院は、「民事訴訟法第二十條ニ所謂不正ノ損害ノ訴トハ單ニ金錢ヲ以テ賠償セシメントスル所ノ損害賠償ノ訴ノミヲ指稱スルニ非スシテ汎ク不法行為ニ原因スル訴ヲ包含スルモノナルカ故ニ本件ノ如ク數多ノ被告カ共謀シテ原告ニ損害ヲ生セシメタリトノ事由ニ依リ回復ノ爲メ之カ救濟ヲ求ムル場合ノ如キモ亦其適用ヲ受クヘキモノトス」と判示し、旧々民訴法二〇条にいう「不正ノ損害ノ訴」は損害賠償請求の訴えのみに限定されるのではないとしていた。

戦後の下級審裁判例の流れ[5]としては、まず、消極説を採るものとして、東京地決昭和三一年一二月二〇日（下民集七巻一二号三七二二頁）[6]がある。この決定は、商標権侵害行為の差止を求める訴えに関するものである。原告は、本訴請求が（旧）民訴法一五条一項の「不法行為ニ関スル訴」に該当し、

侵害行為の行われた地を管轄する東京地方裁判所の管轄に属する旨を主張した。これに対して被告等は、本訴請求は「不法行為ニ関スル訴」に該当せず、被告等の住所地を管轄する大阪地方裁判所が管轄権を有する旨を主張した。この決定は、「民訴一五条一項にいわゆる『不法行為に関する訴』とは不法行為を請求原因とする訴をいい、商標権の侵害そのものを理由として商標権それ自体の権能に基いて侵害の差止ないしは排除を求める訴はこれに含まれないものと解するのが相当であると考える」と判示し、事件を大阪地裁に移送する決定を下した。

これに対し、積極説を採るものとしては、まず、前記東京地決の抗告審決定である東京高決昭和三二年一一月二八日（高民集一〇巻九号五二一頁）がある。この決定は、抗告人（原告）の主張に鑑みると、本訴請求が不法行為を原因としているものと解することができるとした上で、「尤も不法行為に対する救済として、原告が本訴において主張するような、侵害行為禁止の請求をなすことができるかどうかについては、争いのあるところであろうが、抗告代理人は、商標権その他工業所有権については、不法行為に対する救済として、損害の金銭による賠償ばかりでなく、侵害行為の禁止をも請求し得るものとなすものであることは、同人の主張するところであるから、そのことは、本案の成否には影響を及ぼすことではあろうが、本訴請求の性質についての前認定を左右するに足りるものではない」と述べ、「本訴は、民事訴訟法第一五条により、東京地方裁判所にこれを提起することができるものといわなければならない」と判示した（ただし、（旧）民訴法三一条に基づく裁量移送の要件が満たされているとして、結論としては原審の移送決定を維持し、抗告を棄却した）。

また、静岡地浜松支判昭和五〇年六月二五日（無体例集七巻一号一八八頁）[7]も、積極説の立場を採る。これは、特許権侵害差止請求訴訟を本案訴訟とする仮処分申請の管轄に関して、債権者は、本案訴訟が（旧）民訴法一五条にいう「不法行為ニ関スル訴」に含まれると主張し、特許権侵害行為が行われた地を管轄する静岡地方裁判所浜松支部を本案訴訟の管轄裁判所として仮処分を申請したのに対して、債務者がその住所地を管轄する東京地方裁判所への移送の申立てをなしたという事案である。この判決は、「（旧民訴法）一五条にいう『不法行為に関する訴』とは民法七〇九条ないし七二四条に規定する不法行為の訴よりも広く、故意、過失等の帰責原因がなくても、およそ賠償責任を生ずるすべての違法な行為に基

づく訴を包含するものであると解する。そして、特許権侵害差止請求の訴は、侵害者の故意、過失がなくても、客観的にみて違法な侵害行為である限り、その行為を排除しようとするものであること、ならびに、民事訴訟法一五条の裁判籍が認められた理由が、不法行為地で審理すれば、証拠調が容易で権利者を迅速に保護し得ることにある以上、損害賠償の訴と差止請求の訴とを区別すべき合理的根拠もなければ、その実益もないこと、からみると、特許権侵害差止請求の訴は、同法一五条にいう『不法行為に関する訴』に包含されるものと解する」と判示した。

一方、学説においても、消極説[8]と積極説[9]との対立があった。消極説は、我が国の不法行為法がもっぱら金銭賠償主義を採っていることを前提として、知的財産権や物権などの侵害に対する差止請求・妨害排除請求の訴えはそれらの絶対権の作用によるものであり不法行為に関する訴えとはいえないということをその主要な論拠とする。それに対して積極説は、①知的財産権や物権などの侵害に対する差止請求・妨害排除請求の訴えも不法行為により侵害されている権利の原状回復を求めるものであり、不法行為に関する訴えの性質を有すると解されること、②民訴法五条九号（旧一五条一項）の文言は適用対象を損害賠償請求の訴えに限定していないこと、③証拠調べの便宜、権利者の迅速な保護という民訴法五条九号の立法趣旨は損害賠償請求と同様に差止請求にも当てはまること、④権利侵害行為の起こった地に本案訴訟の管轄を認めないと、仮処分による債権者の保護が十分に果たされないことをその主要な論拠とする。

なお、近年の実務においては、特許権等に基づく差止請求の訴えについて積極説による取扱いが定着していたとのことである。[10]

三　検討

前記二で概観したように、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権、物権などの侵害に対する差止請求・妨害排除請求の訴えに民訴法五条九号の適用があるか否かという点に関しては、判例・学説上、消極説と積極説との対立が存在した。そして、消極説と積極説とでは、上記の訴えにおける差止請求権・妨害排除請求権の実体法上の性質をどのように把握するかという点で対立があり、前者はこれらの請求権が不法行為に基づくのではなく絶対権の作用によるものであると捉えるのに対し、後者はこれらの請求権

に基づく訴えも「不法行為に関する訴え」としての性質を有すると捉える。また、積極説はこれに加えて、五条九号の文言解釈、規定の趣旨、あるいは仮処分による債権者の迅速な保護を図るという点を論拠として挙げる。

このような理論状況の中で本決定は、当事者の立証の便宜を図るなどの民訴法五条九号の趣旨等にかんがみて、同号にいう「不法行為に関する訴え」の意義について、民法所定の不法行為に関する訴えに限られるのではなく、「違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴え」をも含むものと解するのが相当である旨を判示した。そのうえで本決定は、不正競争防止法三条一項の規定に基づく不正競争による侵害の差止を求める訴えおよび差止請求権の不存在確認の訴えについて、いずれも民訴法五条九号所定の訴えに該当すると判示した。すなわち、五条九号の趣旨を踏まえて、同号にいう「不法行為に関する訴え」の意義につき拡張的に解釈するという理論構成を採り、差止請求の訴えへの民訴法五条九号の適用の可否につき積極説を採ることを明らかにしたのである。

このような本決定の要旨をどのように評価すべきか。以下では、すでに概観した消極説・積極説の論拠も踏まえたうえで、本決定の要旨を検討する。なお、以下での検討に際しては、知的財産権の侵害に対する差止請求に限定して議論を進める。

知的財産権の侵害行為が行われた場合、それらの行為を停止させるために個々の法律の規定により差止請求権が認められているが（特許法一〇〇条一項、実用新案法二七条一項、意匠法三七条一項、商標法三六条一項、著作権法一一二条一項、不正競争防止法三条一項など）、これらの規定に基づいて差止請求をなす場合、権利侵害行為を行っている者の故意・過失は問題とされない。すなわち、知的財産権に基づく差止請求がなされる場合には、その対象となる権利侵害行為が民法上の不法行為を構成する場合と、民法上の不法行為を構成しない場合の二通りが考えられるのである〔権利侵害行為が故意・過失による場合、民法七〇九条（ただし、不正競争防止法違反の場合は、同法四条）により、損害賠償請求も認められる〕。そのため、以下では、民法上の不法行為を構成する権利侵害の差止請求と民法上の不法行為を構成しない権利侵害の差止請求のそれぞれの場合を分けて検討する。[11]

まず、民法上の不法行為を構成する権利侵害の差止請求に

ついては、差止請求権について定める個々の法律の規定が直接の根拠となり、民法上の不法行為が直接の根拠となるわけではない。そのため、一見すると消極説が述べるように、ここでの差止請求が不法行為に基づかないものとして、民訴法五条九号の適用対象にならないという結論につながるようにも思われる。しかしながら、ここでの差止請求は、不法行為によって侵害された、あるいは侵害されつつある権利の原状回復を目的とするものであり、この意味において、不法行為に関連する訴えであると考えることができる。[12] そして、五条九号の文言の解釈についても、同号が「不法行為に関する訴え」という文言を用いており、「不法行為に基づく損害賠償の訴え」等の文言を用いていないことに鑑みると、同号の適用範囲を民法上の不法行為による損害賠償請求の訴え以外にも拡張することについても不自然ではなく、知的財産権に基づく差止請求の訴えを「不法行為に関する訴え」に含めて考えることに問題はないと考えられる。[13]

次に、証拠調べの便宜、迅速な権利救済を図るという五条九号の趣旨から考えると、消極説の立場を採った場合、同じく民法上の不法行為を構成する知的財産権等の侵害に基づく訴えであっても、損害賠償請求の訴えであれば同号の適用が認められ、差止請求の訴えであれば同号の適用が認められないことになるが、このような区別は同号の趣旨からは合理的とはいえないと考えられる。[14] 権利侵害行為が行われた地の裁判所での訴え提起、審理等を認めて、迅速な証拠調べ等によって審理の便宜を図ること、および、提訴を容易にすることで権利救済の便宜を図ることについては、損害賠償請求と差止請求とを問わず、その必要性が認められると考えられ、[15] 原告の求める救済形式の違いによって権利侵害が行われた地（＝不法行為地）の裁判所の管轄権の有無が左右されるのは妥当とは言い難いと思われるからである。また、この点に関連するが、原告が損害賠償請求の訴えと差止請求の訴えを併合提起する場合、民訴法七条の規定により、権利侵害が行われた地（＝不法行為地）を管轄する裁判所に訴えを提起できるため、仮に差止請求につき五条九号の適用を否定しても、損害賠償請求の訴えを併合提起することによって、差止請求についても不法行為地を管轄する裁判所に提起することが可能になり、審理の便宜と迅速な権利救済が図られることになる。しかしながら、原告が訴訟によってどのような形式での救済を求めるかという点については原告の自由に委ねられており、原告が損害賠償請求の訴えではなく差止請求等の訴えの

みを提起することを望むことも考えられる。また、本件のように差止請求権の不存在確認の訴えの場合には、損害賠償請求を併合提起するという手法は使えない。そのため、差止請求等の訴えのみが提起される場合においても、審理の便宜と迅速な権利救済を実現するために、五条九号の適用を認めるのが望ましいと考えられる。

また、仮処分の申請に関して検討すると、知的財産権に基づく差止請求権を保全するための仮処分は、仮の地位を定める仮処分（民事保全法二三条二項）であり、本案の管轄裁判所が管轄する（民事保全法一二条一項）。この場合、民訴法五条九号の規定により知的財産権の侵害行為が行われている地の裁判所に本案の管轄が認められないならば、債務者の住所地を管轄する裁判所に仮処分を申請するほかなく、債権者の迅速・適切な保護が図られないことになってしまう。[16] この点については、債務者の住所地と実際に権利侵害行為が行われている地とが異なる場合には、とりわけ深刻な問題が生じると考えられる。本案訴訟前、ないし本案訴訟の結果が確定する前に権利者に迅速・適切な保護を与えるという点から考えると、仮処分申請の便宜を図るために知的財産権等に基づく差止請求の訴えに民訴法五条九号の適用を認めることは、望ましいことであると考えられる。なお、仮処分の申請に関しても、原告が損害賠償請求の訴えと差止請求の訴えを併合提起する場合、民訴法七条の規定により、権利侵害が行われた地（＝不法行為地）を管轄する裁判所に本案訴訟の管轄権が認められるため、仮に差止請求につき五条九号の適用を否定しても、損害賠償請求の訴えを併合提起することによって、権利侵害が行われた地を管轄する裁判所に差止請求権を保全するための仮処分を申請することが可能になる。しかしながら、前段落でも述べたように、損害賠償請求の訴えを併合提起するか否かの選択は原告の自由に委ねられているのであり、仮処分の申請についても、原告が差止請求の訴えのみを提起する場合であっても、権利侵害が行われた地を管轄する裁判所への申請を認めることにより原告（＝債権者）の迅速な権利救済を図ることを可能にするために、五条九号の適用を認める必要性があると考えられる。

一方、民法上の不法行為を構成しない知的財産権侵害の差止請求に関しては、一見すると民法上の不法行為との関連性がないとして、民訴法五条九号にいう「不法行為に関する訴え」には該当しないとの結論に達するようにも考えられる。しかしながら、民法上の不法行為を構成しない知的財産権侵

害の差止請求も、他人の権利の違法な侵害に対する救済の手段として認められているという点では、民法上の不法行為に基づく訴えと類似する側面を持っていると考えられる。また、民法上の不法行為を構成しない知的財産権侵害の差止請求についても、民法上の不法行為を構成する知的財産権侵害の差止請求の場合と同様に、証拠調べの便宜、迅速な権利救済を図るという同号の趣旨が該当し、かつ、仮処分の申請の便宜を図る必要性があると考えられる。したがって、民法上の不法行為を構成しない知的財産権侵害の差止請求の訴えについても、同号の類推適用を認めてしかるべきであると考えられる。[17]

ここまで、知的財産権に基づく差止請求訴訟への民訴法五条九号の適用の可否に関して検討してきたが、この点に関しては、同号の解釈の点、および権利者の提訴の便宜、迅速な救済などの観点から、民法上の不法行為を構成する権利侵害の差止請求の訴え、不法行為を構成しない権利侵害の差止請求の訴えのいずれについても、同号の適用を認める立場が妥当であると考えられる。そして、本決定の要旨の一般論も、「当事者の立証の便宜等」という同号の規定の趣旨から、民法所定の不法行為に基づく訴えのみならず、違法行為の侵害等に対する差止請求に関する訴えも「不法行為に関する訴え」に含まれる旨を述べるが、これも同号の解釈、および実際上の観点から、妥当な判断であると考えられる。

なお、本決定でも問題となっていた、不正競争防止法に基づく差止請求に関しては、そこに消費者保護や公正な競争秩序の維持といった公益的・政策的な目的が含まれているとして、このような差止請求の訴えを個人の権利・法的利益への違法な侵害に関わるものである不法行為の訴えと同視することはできないのではないかという疑問も考えられる。[18] しかしながら、我が国の不正競争防止法が不法行為に関する特別法から出発したこと、差止請求権があくまでも「不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者」にのみ認められる（不正競争防止法三条一項）点から考えると、我が国の不正競争防止法はなお私法的色彩を残しているといえるため、不正競争防止法に基づく差止請求にも民訴法五条九号の適用を認めてよいといえる。[19]

ここまで述べてきたように、本稿では、本件で問題となった不正競争防止法三条一項に基づく差止請求の訴えおよび差止請求権の不存在確認の訴えを含む、知的財産権に基づく差止請求に関する訴えへの民訴法五条九号の適用を肯定する立

場を採るが、この場合、権利侵害が行われた地が同号にいう「不法行為があった地」となる。この不法行為地については、不法行為の要件が発生した地を指し、実行行為のなされた地と損害が発生した地が異なる場合、その双方を含むとされる。[20] このため、知的財産権に基づく差止請求の訴えに同号による管轄を認めるとすると、全国的規模での製品販売行為などが権利侵害行為であるとされる場合、全国どこの裁判所にも同号による管轄権が認められることになり、管轄の定めが設けられている意義を没却し、かつ、被告に思わぬ不利益を被らせることにもなりかねない。しかしながら、この点については、民訴法一七条（旧三一条）の規定による裁量移送により、不都合を回避すればよいと考えられる。[21] 現行民訴法一七条は、旧三一条と比べて裁量移送の要件を緩和しているため、積極説を採ることによって被告に生じる不都合への対処もそれほど困難ではないと考えられる（現に本決定でも、一七条による裁量移送の可否について審理するために、原審への差戻しがなされている）。

四　おわりに――本決定の射程など――

本決定の要旨はその一般論で、違法行為により権利利益が侵害され、または侵害されるおそれがある者が提起する侵害の差止請求に関する訴えが民訴法五条九号にいう「不法行為に関する訴え」に含まれる旨を判示した。この点から考えると、本決定の射程距離は、不正競争防止法に基づく差止請求の訴えにとどまらず、その他の知的財産権、物権、人格権等に基づく差止請求に関する訴えについても及ぶと考えられる。[22]

なお、平成一五年の民訴法改正により、特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下、「特許権等に関する訴え」とする）については、民訴法四条・五条の規定により東日本の地方裁判所（東京高裁、名古屋高裁、仙台高裁、札幌高裁管内の地裁）が管轄権を有する場合には東京地裁、西日本の地方裁判所（大阪高裁、広島高裁、福岡高裁、高松高裁管内の地裁）が管轄権を有する場合には大阪地裁の管轄に専属することになった（六条一項）。[23] ここでいう特許権等に関する訴えには、特許権等の侵害行為の差止請求の訴えも含まれる。[24] そのため、侵害行為が行われた地が東日本の地方裁判所の管轄区域内である場合には、差止請求の訴えは東京地裁の専属管轄に属することになり、同様に、侵害行為が行われた地が西日本の地

方裁判所の管轄区域内である場合には、差止請求の訴えは大阪地裁の専属管轄に属することになる。また、平成一五年改正法は六条の二を追加し、意匠権、商標権、著作権（プログラムの著作物に関するものを除く）、または不正競争防止法にいう不正競争による営業上の利益の侵害に関する訴え等については、四条・五条の規定により東日本の地方裁判所が管轄権を有する場合には東京地裁が、西日本の地方裁判所が管轄権を有する場合には大阪地裁が、四条・五条所定の裁判所と並んで管轄権をもつことになった。[25] そのため、これらの権利に基づく差止請求の訴えについては、被告住所地の管轄裁判所、侵害行為が行われた地の管轄裁判所と並んで、東京地裁または大阪地裁も管轄権をもつことになる。

（1）　民訴法五条九号、および、これと同旨の規定であった旧民訴法一五条一項の趣旨については、松岡義正『新民事訴訟法註釋第一巻』（清水書店、一九二九年）一一四頁、細野長良『民事訴訟法要義（第一巻）』（厳松堂書店、一九三〇年）二四六頁、中島弘道『日本民事訴訟法第一編』（松華堂、一九三四年）一三九頁、兼子一＝松浦馨＝新堂幸司＝竹下守夫『条解民事訴訟法』（弘文堂、一九八六年）五〇頁［新堂幸司］、新堂幸司＝鈴木正裕＝竹下守夫編集代表『注釈民事訴訟法（1）』（有斐閣、一九九一年）一八五頁［上北武男］、斉藤秀夫＝小室直人＝西村宏一＝林屋礼二編著『注解民事訴訟法（第2版）』（第一法規、一九九一年）二八四頁［小室直人＝松山恒昭］、菊井維大＝村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅰ（補訂版）』（日本評論社、一九九三年）九五頁、秋山幹男＝伊藤眞＝加藤新太郎＝高田裕成＝福田剛久＝山本和彦『コンメンタール新民事訴訟法Ⅰ』（日本評論社、二〇〇二年）一一九頁、三宅省三＝塩崎勤＝小林秀之編集代表『注解民事訴訟法【Ⅰ】』（青林書院、二〇〇二年）一一二頁［塩崎勤］、小室直人＝賀集唱＝松本博之＝加藤新太郎編『基本法コンメンタール新民事訴訟法1［第二版］』（日本評論社、二〇〇三年）三五頁［東孝行］参照。

（2）　兼子＝松浦＝新堂＝竹下・前掲注（1）五〇頁［新堂］、斉藤＝小室＝西村＝林屋編著・前掲注（1）二八五頁［小室＝松山］、菊井＝村松・前掲注（1）九五頁、秋山＝伊藤＝加藤＝高田＝福田＝山本・前掲注（1）一一九頁、三宅＝塩崎＝小林編集代表・前掲注（1）一一二頁［塩崎］。裁判例として、京都地決昭和四五年二月二日（判時六〇五号八四頁、判タ二四七号二二四頁）。

（3）　本決定の解説・評釈として、森義之・ジュリスト一二七四号（二〇〇四年）一九〇頁、和田吉弘・法学セミナー五九九号（二〇〇四年）一二三頁。

（4）　旧々民訴法二〇条の規定は、「不正ノ損害ノ訴ハ責任者ニ對シ其行為ノ有リタル地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得」というものであった。

(5) なお、差止請求・妨害排除請求の訴えに不法行為地を管轄する裁判所の管轄権を認めるか否かという問題に関する裁判例の一つとして、金沢地判昭和三二年一月二五日（下民集八巻一号一〇七頁）が取り上げられることがある。この裁判例は、原告が被告の商標権侵害を理由として、損害賠償請求の訴えと侵害行為の差止請求の訴えを損害賠償請求の義務履行地の管轄裁判所たる金沢地裁に併合提起したが、訴え提起後に損害賠償請求の訴えを取り下げたという事案に関するものである。被告は本案前の抗弁として、原告の本訴請求は（旧）民訴法一条または一五条により、被告の住所地または不法行為地（商標権侵害が行われた地）を管轄する東京地裁の管轄に属し、金沢地裁は管轄権を有しない旨を主張した。これに対し金沢地裁は、（旧）民訴法二一条（現七条）の規定により、一個の訴えで数個の請求を併合する場合、一つの請求についてのみ管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができ、かつ、（旧）民訴法二九条（現一五条）の規定により、管轄が起訴の時を標準に定まる点に鑑みると、併合請求において一つの訴えについてのみ管轄権を有する裁判所に訴えが提起された後に、その管轄原因となった一つの訴えが取り下げられても、一度生じた管轄に影響はないとしたうえで、「本件において原告の商標権侵害禁止の請求の管轄は当裁判所に属せず被告の住所地を管轄する東京地方裁判所に属すること被告主張のとおりであるが、損害賠償の請求については、原告はその義務履行地である原告の住所金沢市を管轄する当裁判所にも訴を提起できたのであるから、その後の取下げにもかかわらず本訴を当裁判所で審理することは適法であ」ると判示し、被告の管轄違いの抗弁を排斥した。この事案では、被告が差止請求について不法行為地（被告の住所地でもあるが）の管轄裁判所の管轄権を主張しているのに対し、判旨は被告の住所地を管轄する点を理由に東京地裁の管轄権が認められる旨を述べているため、不法行為地の管轄裁判所の管轄権に関する直接の判断をしていないように思われる。この判決が不法行為地を管轄する裁判所に妨害排除請求・差止請求の訴えへの管轄権を認めるか否かという点につき消極説を採ったとする文献として、野崎・後掲注（9）三七頁、石川・後掲注（9）七一～七二頁、髙部・後掲注（9）一二頁、野村・後掲注（9）一一二頁注（5）参照。これに対して、積極説を採ったと評価する文献として、清永＝安倉＝塩月＝小松・後掲注（9）四二頁参照。

(6) 本決定の評釈として、渡部吉隆・特許判例百選（一九六六年）一六六頁、古関敏正・商標・商号・不正競争判例百選（一九六七年）一〇六頁。

(7) 本判決の評釈として、高林克巳・特許判例百選（第二版）（一九八五年）一八六頁。

(8) 松岡・前掲注（1）一一八頁、木村志郎「工業所有権関係訴訟における実務上の問題の研究」書記官実務研究報告書四巻三号（一九六五年）八五頁、元木伸「特許紛争の際の保全処分」中川善之助＝兼子一監修『実務法律大系第8巻仮差押・

仮処分』（青林書院新社、一九七二年）五七二頁、五七六頁、三宅正雄「不正競争防止法における二、三の問題」同『商標法雑感』（富山房、一九七三年）四七九頁、四九九～五〇三頁、高林・前掲注（7）一八七頁、兼子＝松浦＝新堂＝竹下・前掲注（1）五一頁［新堂］、秋山＝伊藤＝加藤＝高田＝福田＝山本・前掲注（1）一一九～一二〇頁。

(9) 細野・前掲注（1）二四七～二四九頁、中島・前掲注（1）一四〇頁、渡部・前掲注（6）一六七頁、古関・前掲注（6）一〇七頁、鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法(7)』（第一法規、一九八四年）二八〇頁［牧野利秋］、野崎悦宏「差止請求訴訟の管轄」牧野利秋編『裁判実務大系第9巻工業所有権訴訟法』（青林書院、一九八五年）三五頁、三九～四〇頁、石川明「工業所有権の侵害差止訴訟と民訴法一五条」法学研究（慶應義塾大学）六二巻一二号（一九八九年）六九頁、七七～七九頁、新堂＝鈴木＝竹下編集代表・前掲注（1）一八八～一八九頁［上北］、斉藤＝小室＝西村＝林屋編著・前掲注（1）二八五～二八六頁［小室＝松山］、菊井＝村松・前掲注（1）九六～九七頁、清永利亮＝安倉孝弘＝塩月秀平＝小松一雄「工業所有権関係民事事件の処理に関する諸問題」司法研究報告書四一輯一号（一九九五年）四一～四三頁、高部眞規子「著作権訴訟の訴額と管轄」斉藤博＝牧野利秋編『裁判実務大系第二七巻知的財産関係訴訟法』（青林書院、一九九七年）三頁、一三頁、西田美昭＝熊倉禎男＝青柳昤子編『民事弁護と裁判実務⑧知的財産権』（ぎょうせい、一九九八年）一〇四～一〇五頁［池田信彦］、野村秀敏「不正競争行為差止請求訴訟の土地管轄と国際裁判管轄」判例タイムズ一〇六二号（二〇〇一年）一一〇頁、一一一～一一二頁、八木貴美子「知的財産権訴訟の提起」牧野利秋＝飯村敏明編『新・裁判実務大系4知的財産関係訴訟法』（青林書院、二〇〇一年）三頁、一九～二〇頁、三宅＝塩崎＝小林編集代表・前掲注（1）一一二頁［塩崎］、小室＝賀集＝松本＝加藤編・前掲注（1）三五頁［東］。

(10) 森・前掲注（3）一九一頁。また、東京地裁民事二九部でも、一〇年ほど前から、特許権等に基づく差止請求の訴えや仮処分申請について、（旧）民訴法一五条一項（現五条九号）による管轄原因しかない事件についても、特にそのことを指摘することなく受け付けるという取扱いを行っていたとのことである。西田美昭「知的財産権侵害訴訟の審理の充実・促進のために」パテント四八巻三号（一九九五年）一〇～一一頁参照。

(11) 権利侵害が不法行為を構成する場合と構成しない場合とに分けて、不法行為地の特別裁判籍の差止請求への適用の可否を論じる考え方については、石川・前掲注（9）七七～七九頁より示唆を得た。

(12) 同旨、細野・前掲注（1）二四六～二四七頁、中島、前掲注（1）一四〇頁、古関・前掲注（6）一〇七頁、野崎・前掲注（9）四〇頁、斉藤＝小室＝西村＝林屋編著・前掲注（1）二八六頁［小室直人＝松山恒昭］、菊井＝村松・前掲注（1）

九六頁、清永＝安倉＝塩月＝小松・前掲注（9）四二頁、西田＝熊倉＝青柳編・前掲注（9）一〇五頁［池田信彦］、八木・前掲注（9）二〇頁、三宅＝塩崎＝小林編集代表・前掲注（1）一一二頁［塩崎勤］、小室＝賀集＝松本＝加藤編・前掲注（1）三五頁［東孝行］。

(13) 同旨、細野・前掲注（1）二四七頁、古関・前掲注（6）一〇七頁、野崎・前掲注（9）四〇頁、石川・前掲注（9）七七頁、菊井＝村松・前掲注（1）九六～九七頁、清永＝安倉＝塩月＝小松・前掲注（9）四二頁、野村・前掲注（9）一一一頁。

(14) 同旨、細野・前掲注（1）二四七頁、渡部・前掲注（6）一六七頁、野崎・前掲注（9）三九頁、髙部・前掲注（9）一三頁。

(15) 同旨、石川・前掲注（9）七七～七八頁、八木・前掲注（9）二〇頁。

(16) 同旨、渡部・前掲注（6）一六七頁。

(17) 結論同旨、石川・前掲注（9）七八頁。

(18) 例えば、横浜弁護士会編『差止訴訟の法理と実務』（第一法規、一九九四年）五三〇頁［髙原将光］など。

(19) 野村・前掲注（9）一一一～一一二頁。

(20) 例えば、兼子＝松浦＝新堂＝竹下・前掲注（1）五一頁［新堂］、新堂＝鈴木＝竹下編集代表・前掲注（1）一九一～一九二頁［上北］、斉藤＝小室＝西村＝林屋編著・前掲注（1）二八七頁［小室＝松山］、菊井＝村松・前掲注（1）九八頁。

(21) 同旨、古関・前掲注（6）一〇七頁、野崎・前掲注（9）四〇頁、清永＝安倉＝塩月＝小松・前掲注（9）四三頁、野村・前掲注（9）一一二頁。

(22) 和田・前掲注（3）一二三頁、前田哲男「著作権侵害訴訟の提起」牧野利秋＝飯村敏明編『新・裁判実務大系22著作権関係訴訟法』（青林書院、二〇〇四年）三頁、一八～一九頁。

(23) 平成一五年改正後の民訴法六条一項の概要については、小野瀬厚＝武智克典編著『一問一答平成15年改正民事訴訟法』（商事法務、二〇〇四年）六五～六六頁参照。

(24) 小野瀬＝武智編著・前掲注（23）六五～六六頁。

(25) 平成一五年改正後の民訴法六条の二の概要については、小野瀬＝武智編著・前掲注（23）八〇～八一頁参照。